

令和4年度第6回福岡地方最低賃金審議会

令和4年8月30日(火) 10:30～
福岡合同庁舎新館3階共用大会議室A・B

議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

3 閉 会

福岡労発基 0830 第1号
令和4年8月30日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡労働局長
安達 栄

福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 令和4年8月19日 エフコープ生協労働組合
- 2 令和4年8月24日 福岡県労働組合総連合
- 3 令和4年8月26日 平和・労働・人権 北九州共闘センター
- 4 令和4年8月26日 福岡県医療労働組合連合会

福岡最賃審第 489 号
令和 4 年 8 月 30 日

福岡労働局長
安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗

福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
(答申)

令和 4 年 8 月 30 日貴職から、令和 4 年 8 月 12 日付け福岡県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するエフコープ生協労働組合、福岡県労働組合総連合、平和・労働・人権 北九州共闘センター及び福岡県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 4 年 8 月 12 日付け答申どおり決定することが適当である。